

早急に実施する具体的取組（案）

（専決補正により予算措置を行うもの）

資料 2 - 2

今回の補正は、3月11日に発生した東日本大震災への対応として、被災地・被災者等への支援、市民生活の安全安心の確保、市内経済の活性化に向けた取組等のうち、早急に実施する必要があるものについて、必要経費を計上するものです。

— 補正の内容（一般会計） —

総額 668,000 千円

I 被災地・被災者等への支援

100,000 千円

◆支援物資の提供 [総務局・健康福祉局] 38,500 千円
被災地への支援物資を購入する。

◆被災者等の就学支援 [教育委員会] 11,500 千円
本市小中学校に転入学した被災者等の学用品等の援助を行う。

◆被災者等の支援のための基金の創設 [健康福祉局] 50,000 千円
市民・企業等からの寄附金等を財源とした基金を創設し、迅速な被災者等支援を行う。

II 市民生活の安全・安心を守る取組

443,000 千円

◆公共施設の補修 307,000 千円
地震により損傷した公共施設の補修を行う。

学校教育施設 [教育委員会]	100,000 千円
社会教育施設 [教育委員会]	35,000 千円
体育施設 [市民・こども局]	55,000 千円
児童福祉施設等 [市民・こども局]	30,000 千円
区役所 [総合企画局]	40,000 千円
消防署所等 [消防局]	18,000 千円
港湾施設 [港湾局]	20,000 千円
公園施設 [建設緑政局]	9,000 千円

◆備蓄物資の購入 90,000 千円
被災地に提供した備蓄物資を補充する。

毛布・アルファ米 [総務局]	35,000 千円
災害用トイレ [環境局]	55,000 千円

◆放射線監視体制の強化 36,000 千円
市民の安全の確保のため、放射線監視体制を強化する。

測定機器（食品等）の購入 [健康福祉局]	27,100 千円
大気測定の拡充 [環境局]	8,900 千円

- ◆初動体制等の一層の強化 [総務局] 10,000 千円
 今回の震災を踏まえた危機管理体制の点検を行い、連絡体制の強化や駅滞留者・
 帰宅困難者対策など初動対応体制等の強化を図る。

III 地域経済の活性化に向けた取組

75,000 千円

- ◆中小企業の資金繰りの支援 [経済労働局] 50,000 千円
 「大震災対策緊急資金」制度を拡充する（融資限度額の引き上げ、対象の拡大、保証）
- ◆中小企業の受注確保の支援 [経済労働局] 10,000 千円
 受発注コーディネーターを設置し、大手・中堅企業等の新規発注案件を開拓しながら、震災の影響で受注が減少した市内中小製造業とのマッチングを行う。
- ◆地域商業の活性化 [経済労働局] 15,000 千円
 「がんばろう日本」キャンペーンとして、市内商店街が実施する復興支援イベントや賑わい創出事業等を支援する。また、冷え込み傾向にある消費行動に対して、地元商店街での買い物呼びかけ、市民の購買意欲を喚起する。

IV 全市をあげた節電の取組

50,000 千円

- ◆節電に向けた取組の検討・実施 [環境局] 50,000 千円
 市役所、事業者、市民による全市的な節電に向けて、それぞれの主体における効果的な取組を検討し、PRを行ない、順次実施する。

(財源)

・地方交付税（特別交付税）	74,976 千円
・財政調整基金繰入金	513,024 千円
・東日本大震災被災者等支援基金繰入金	50,000 千円
・寄附金	30,000 千円
合 計	668,000 千円

※大型リチウムイオン電池の配備、避難所の運営、水の安全の確保、公共施設の補修等について、予備費使用等により、別途対応している。

※防災備蓄の強化、太陽光発電・LED照明の導入強化、公共施設の補修等について、「東日本大震災対策本部」による検討を行い、今後の補正で引き続き対応を図る予定。

(参考) 平成22年度における取組	約	143,000 千円
・公共施設の補修	約	100,000 千円
・災害見舞金		13,000 千円
・その他（支援物資提供、職員派遣、避難所運営など）	約	30,000 千円

東日本大震災被災者等支援基金の設置について

1 目的

東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生し、被災者等に対してきめ細かくかつ迅速な支援が必要とされています。

このため、川崎市では、市民や企業・団体等に広く寄附を呼びかけ、それによりお寄せいただいた寄附金をもとに、被災者等に対する支援を市民とともに進めることを目的として「東日本大震災被災者等支援基金」を設置しました。

※基金条例の一部改正 平成23年4月19日付けで公布・施行

2 基金の原資

- ・市民（個人）からの寄附金
- ・市内企業・団体からの寄附金
- ・川崎市予算からの積立金

※平成23年4月19日付けの市長専決処分により補正予算に計上

3 基金の活用内容

- ・被災地向けに川崎市が行う支援物資の調達
(避難所で必要な生活物資 など)
- ・東日本大震災により被災した方で、川崎市内で避難生活を送っている方に対する支援
(就労・就学等の準備、当面の間必要となる支援 など)

4 基金を活用した支援策の決定

市民の皆様からの寄附を活用する支援策としてふさわしいものを「川崎市東日本大震災対策本部」で決定します。

5 開始日

平成23年4月20日（水）から寄附の受付を開始します。

6 協力受付金融機関

協力受付金融機関に専用の振込口座を開設します。

開始当初は、横浜銀行・川崎信用金庫・セレサ川崎農業協同組合の3金融機関の川崎市内の本・支店ですが、今後も協力受付金融機関を募ります。

7 広報

この基金については、寄附金が寄せられている状況や、被災地自治体や避難者からの支援要請の概要、川崎市の対応状況について、随時、ホームページ等で市民の皆様によく公表していきます。

(問合せ先)

川崎市財政局財政部資金課 三富

電話044-200-2187 (内線24301)

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課 佐藤

電話044-200-2625 (内線32201)



市民の皆様の想いを、目に見える形で

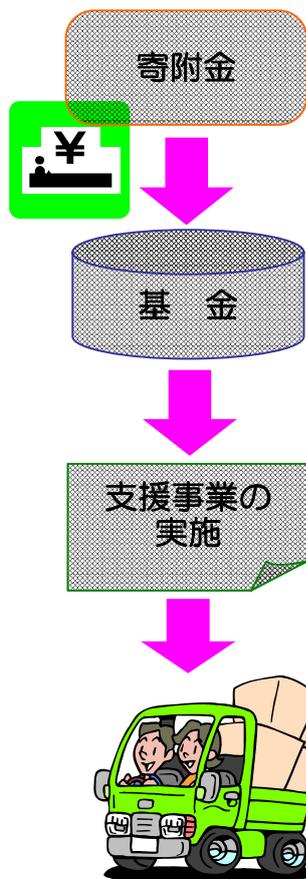
さる3月11日に発生した東日本大震災では、広い範囲で甚大な被害が発生しました。このため、避難所で生活している被災者の皆さんや、必要な生活物資がなかなか手に入らない方、また、住み慣れた土地を離れて遠く川崎の地で避難生活を送っている方など、不自由な生活を強いられている方が数多くいらっしゃいます。

川崎市では、市民の皆様や市内の企業・団体に広く寄附を呼びかけ、寄せられた寄附をもとに、きめ細かい支援を迅速に進めることを目的とした「東日本大震災被災者等支援基金」を設置いたしました。

この基金は、市民の皆様の想いを、被災地・被災者の皆様に目に見える形でお届けすることを目的とするものです。

この機会に皆様のあたたかい想いをお寄せください。

寄附から支援までの流れ



- 市内の受付協力金融機関（裏面参照）の窓口で、基金指定口座への振込によりお受けいたします。
- 振込用紙は窓口に備え付けの受付協力金融機関指定のものを御利用ください。
- 基金指定口座への振込を、受付協力金融機関の本店・支店窓口で行う場合には手数料は無料です。

※ATMやインターネットバンキングによる口座振込も可能ですが、金融機関所定の手数料が必要な場合があります。
※市役所、区役所などの窓口へ寄附をお持ちいただいてもお受けできませんので御注意ください。

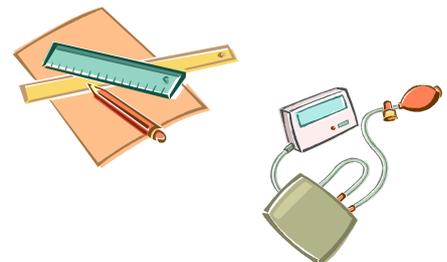
皆様からお寄せいただいた寄附金は基金に積み立てます。



被災地の自治体からの要請や、避難者の皆様のニーズに合わせて支援物資の購入や避難者の生活の支援に関する事業を実施し、その施策の財源として基金積立金を活用します。

※皆様から寄せられた寄附金をどの事業に活用するかは、市長が本部長である「東日本大震災対策本部」で決定します。

被災地へ支援物資を贈るなど、具体的な支援を行います。



お寄せいただいた寄附金の額や、基金積立金を活用した支援事業の実施状況は、川崎市のホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/>）等で随時、公表します。

寄附金控除について

個人の方が、川崎市など地方自治体に対する寄附を行った場合には、個人住民税及び所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。

※寄附金控除を受けるには、金融機関で振込を行った際の受領書や振込控えなど、寄附を証明する書類等と「本チラシ」を添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。

法人の場合は、寄附相当額全額を損金算入することができます。

受付協力金融機関

東日本大震災被災者等支援基金への寄附は、次の金融機関の口座への振込で受付します。なお、同一金融機関の本店・支店の窓口からの振込に限り、振込手数料は無料となります。

受付協力金融機関・店名	口座番号	口座名義
横浜銀行 川崎支店	普通預金 6041694	加共北カ シホダ イソ化サイヤインキワガ 川崎市東日本大震災被災者 支援金口座
川崎信用金庫 本店営業部	普通預金 1376823	
セシサ川崎農業協同組合 本店	普通貯金 0000553	

※平成23年4月19日現在。なお、受付協力金融機関は今後、増える場合があります。

※ATMやインターネットバンキングによる口座振込も可能ですが、金融機関所定の手数料が必要な場合があります。

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局 地域福祉部地域福祉課

電話 044-200-2625 (直通)

FAX 044-200-3637

E-mail 35tihuku@city.kawasaki.jp

振り込め詐欺に御注意ください。

川崎市職員やその関係者が、東日本大震災被災者等支援基金への振込を電話等で依頼することはありません。